

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の利活用及び賃貸流通の促進並びに地域の活性化を図るため、不動産取引の一つの形態であるD I Y型賃貸借の周知及び普及を目的として、呉市空き家バンク物件をD I Yリフォームする借主に対して、予算の範囲内において行う補助金の交付について、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) D I Y型賃貸借 借主の意向を反映して住宅のリフォームを行うことができる賃貸借をいう。
- (2) D I Yリフォーム 借主が所有者の同意を得て、市内事業者から購入した原材料等により自らが行うリフォーム又は市内事業者が発注するリフォームのことをいう。
- (3) 呉市空き家バンク物件 呉市空き家バンクに登録されているD I Yリフォームが可能な賃貸物件のうち、媒介契約がなされていない当該物件をいう。
- (4) 市内事業者 呉市内に本店若しくは支店等を有する法人又は住所を有する個人事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助は、呉市空き家バンク物件をD I Y型賃貸借による契約をし、D I Yリフォームを行う借主に対する当該支払費用についての補助（以下「リフォーム補助」という。）とし、当該補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 自治会に加入すること。
- (2) 世帯全員が、呉市税を滞納していないこと。
- (3) 世帯全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている暴力団員等でないこと。
- (4) 物件所有者の3親等内の親族でないこと。
- (5) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、リフォーム補助の対象経費の2分の1に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、その上限を300,000円とする。

(リフォーム補助の対象経費)

第5条 リフォーム補助の対象経費は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、リフォームを実施する前にD I Yリフォーム補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) D I Y型賃貸借契約書の写し(宅地建物取引業者等が作成した契約書、国土交通省「賃貸住宅標準契約書(改訂版)」等)
- (3) D I Yリフォームに関する承諾書の写し(国土交通省「申請書兼承諾書・別表」等)
- (4) D I Yリフォームに関する合意書の写し(国土交通省「合意書」等)
- (5) リフォーム内容がわかる書類(市内事業者の見積書、計画書等、材料のパンフレット等)
- (6) リフォーム前の写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定する交付の申請は、D I Y型賃貸借の締結日から起算して3か月を経過する日又は当該締結日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対して呉市空き家バンクD I Yリフォーム補助金交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

(計画変更の申請)

第8条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)が、その後において、当該リフォームの計画を変更しようとする場合は、あらかじめ、呉市空き家バンクD I Yリフォーム補助金計画変更承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合において、当該提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(変更承認等通知)

第9条 市長は、前条の規定によるリフォームに係る事業計画の変更承認申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対して呉市空き家バンクD I Yリフォーム補助金計画変更承認等通知書(様式第5号)により、当該承認の旨及び変更後の補助金交付決定額等を通知するものとする。

(実績の報告)

第10条 補助金交付決定者は、当該事業が完了したときは、速やかに呉市空き家バンク

D I Yリフォーム補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム後の写真
- (2) リフォームの材料費等を支払ったことが分かる書類（購入者の氏名と物品等の内訳が明記され，発行者の氏名，住所及び印又は名称，所在地及び代表者印がある領収書）
- (3) 自治会加入証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書は，リフォームが完了した日から40日を経過する日又は当該年度の最終日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第11条 市長は，前条の規定による当該事業の実績報告があった場合，これを審査し，適当と認めたときは，当該補助金の額を確定し，呉市空き家バンクD I Yリフォーム補助金交付確定額通知書（様式第7号）により，速やかに，当該報告を行った補助金交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金交付確定額の通知を受けた者が，当該補助金の交付を受けようとするときは，呉市空き家バンクD I Yリフォーム補助事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は，前項の規定による請求があった場合，当該請求書の提出を受けた日の翌日から起算して30日以内に，当該請求者に対し，補助金を交付しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は，補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該交付決定の取消し，若しくは交付金額の変更をし，又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還をさせるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 交付条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不適切と認めるとき。

（その他）

第13条 リフォームを行った借主は，原則として，補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間は，当該住宅に居住しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成29年4月1日から実施する。

別表（第5条関係）

リフォーム補助の対象経費

次に掲げる区分・内容の工事内容等に係る経費を対象とし、発注及び材料の購入先は市内事業者とする。

区 分	工 事 内 容 等
外 部 工 事	屋根のふき替え，防水，塗装その他の屋根工事
	外壁の張り替え，塗装その他の外装工事
	雨どいの交換，塗装その他のとい工事
	開口部及びガラスの取替えその他の建具工事
	ベランダ及び縁側の改修工事
内 部 工 事	床材，壁材及び天井材の張り替えその他の内装工事又はタイル工事
	床材，壁材及び天井材の塗り替えその他の塗装工事又は左官工事
	ドア，ふすま，障子等の建具の取替え
	畳の入替え，表替えその他の畳工事
	棚及び下駄箱の取替えその他の作り付け工事
住 宅 設 備 工 事	ユニットバス及び浴槽の取替えその他の浴室工事
	システムキッチンの取替えその他の厨房工事
	洗面台及び便器の取替えその他の衛生設備工事
	給水管，排水管及びガス管の取替えその他の配管工事
	配線及びコンセント設置その他の電気設備工事
	ボイラー及び温水器の取替えその他の給湯設備工事
そ の 他	既存住宅の増改築工事（建物全部の解体工事は除く。）
	バリアフリー等に関する工事
	外部工事，内部工事及び建設設備工事に関連して行う解体工事
	耐震改修工事
	D I Yリフォーム講師謝金等（講師の交通費等を含む）
	D I Yリフォームに必要な経費
	その他市長が認めるもの